

仕 様 書	
産業廃棄物収集運搬・処理 (混合くず)	仕様書番号
	作成年月日
	作成部隊等名
	作成者
	令和7年8月22日
	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 摘要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地における、産業廃棄物収集運搬・処理（混合くず）について規定する。

(2) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、集札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(3) 概 要

駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物（混合くず）を収集し、許可された処分施設まで運搬処理するものとする。

(4) 種 類

自動車等整備により発生した混合くず

(5) 数 量

ア 予定数量及び期限については、下記の通りとするも、細部は官側で示す。

イ 混合くず 757kg

(6) 納 期

令和8年2月27日（マニフェストE票提出まで）

(7) 収集場所

陸上自衛隊奄美駐屯地（細部は官側により現地にて示す）

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、関係法令に従い、協議の上、これを決定する。

(3) 本役務実施の際、駐屯地施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

3 作業に関する要求

(1) 作業要求

官側が示した各所にて、官側が示した混合くずを回収する。

- (2) 作業基準
当該会社の作業基準による。
- (3) 作業器材等
官給しない

4 検 査

- (1) 請負業者は、監督官に産業廃棄物を搬出する際、必要事項を記入したマニフェストのうち、控えとしてA票を、産業廃棄物処理後はE票を、速やかに提出する。
- (2) 請負業者は、次の許可書の写しを、監督官に提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可書
 - イ 産業廃棄物処分業許可書
- (3) 検査は、E票を官側担当者が確認することにより、当該機関の役務完了とする。
- (4) マニフェスト提出期限
令和8年2月27日

仕 様 書		
産業廃棄物収集運搬・処理 (タイヤくず)	仕様書番号	
	作成年月日	令和7年8月22日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	作成者	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 摘要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地における、産業廃棄物収集運搬・処理（タイヤくず）について規定する。

(2) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、集札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(3) 概 要

駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物（タイヤくず）を収集し、許可された処分施設まで運搬処理するものとする。

(4) 種 類

自動車等整備により発生したタイヤくず

(5) 数 量

ア 予定数量及び期限については、下記の通りとするも、細部は官側で示す。

ア タイヤくず 7287kg

(6) 納 期

令和8年2月27日（マニフェストE票提出まで）

(7) 収集場所

陸上自衛隊奄美駐屯地（細部は官側により現地にて示す）

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、関係法令に従い、協議の上、これを決定する。

(3) 本役務実施の際、駐屯地施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

3 作業に関する要求

(1) 作業要求

官側が示した各所にて、官側が示したタイヤくずを回収する。

- (2) 作業基準
当該会社の作業基準による。
- (3) 作業器材等
官給しない

4 検 査

- (1) 請負業者は、監督官に産業廃棄物を搬出する際、必要事項を記入したマニフェストのうち、控えとしてA票を、産業廃棄物処理後はE票を、速やかに提出する。
- (2) 請負業者は、次の許可書の写しを、監督官に提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可書
 - イ 産業廃棄物処分業許可書
- (3) 検査は、E票を官側担当者が確認することにより、当該機関の役務完了とする。
- (4) マニフェスト提出期限
令和8年2月27日

仕 様 書		
産業廃棄物収集運搬・処理 (廃バッテリー)	仕様書番号	
	作成年月日	令和7年8月22日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	作成者	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 摘要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地における、産業廃棄物収集運搬・処理（混合くず）について規定する。

(2) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、集札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(3) 概 要

駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物（廃バッテリー）を収集し、許可された処分施設まで運搬処理するものとする。

(4) 種 類

自動車等整備により発生した廃バッテリー

(5) 数 量

ア 予定数量及び期限については、下記の通りとするも、細部は官側で示す。

イ 廃バッテリー 726Kg (41個)

(6) 納 期

令和8年2月27日（マニフェストE票提出まで）

(7) 収集場所

陸上自衛隊奄美駐屯地（細部は官側により現地にて示す）

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、関係法令に従い、協議の上、これを決定する。

(3) 本役務実施の際、駐屯地施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

3 作業に関する要求

(1) 作業要求

官側が示した各所にて、官側が示した混合くずを回収する。

- (2) 作業基準
当該会社の作業基準による。
- (3) 作業器材等
官給しない

4 検 査

- (1) 請負業者は、監督官に産業廃棄物を搬出する際、必要事項を記入したマニフェストのうち、控えとしてA票を、産業廃棄物処理後はE票を、速やかに提出する。
- (2) 請負業者は、次の許可書の写しを、監督官に提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可書
 - イ 産業廃棄物処分業許可書
- (3) 検査は、E票を官側担当者が確認することにより、当該機関の役務完了とする。
- (4) マニフェスト提出期限
令和8年2月27日